

# J R 東 労 組 盛 岡

No, 88  
2019年 4月20日  
東日本旅客鉄道  
労働組合  
盛岡地方本部

〒020-0045  
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号  
発行人 佐々木克之  
編集人 情宣部  
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157  
JR 033-2238-2239 FAX 033-2230

盛地申  
第6号

2019年4月期  
36協定交渉

パート  
③

## 第5項 組合

支社における年休の取得率を明らかにすると共に、法改正に伴う取得促進を行う為の具体的な考え方を明らかにすること

2018年度4月～12月の年休の使用日数は、一人平均約13日。  
労働基準法改正を踏まえ、年休の計画的な取得を慫慂していく。

法改正で年休5日間取得が義務付けられるが、社員に周知すること。また、年度末で年休を流した社員がいると聞いていることから、健康管理の視点から計画的な年休取得の慫慂を行うこと。

会社

社員周知は勉強会や現場長会議、もりおかだより等で周知している。年休を流した社員の人数は把握してないが、年休消化は必要であり、引き続き慫慂していく。

## 第6項

安全衛生委員会でのメンタルヘルス対策及び健康障害防止に向けた審議実績と産業医が出席した実績を明らかにすること。

出席率は2017年度20%台であったが、2018年度は10%台と減少している。安全衛生委員会開催の重複や社員からの健康相談対応等が主な理由である。

産業医の確保が引き続きの課題である。社員の健康障害防止と、安全衛生委員会でのメンタルヘルス対策を行うため、安全衛生委員会への出席率向上を目指して取り組む事が必要だ。

現在、八戸と盛岡で産業医を確保しているが、社員の健康維持のためには産業医の出席は必要である。引き続き確保に努めていく。

## 第7項

テレワークの実施について、運用及び考え方を明らかにすること。

生産性向上に資する働き方を実現し、職場と同等以上の成果を挙げられる事を前提に、労働時間の全部又は一部について、社員の申請に基づき会社が承認した場合、勤務箇所以外にて勤務することができることとする。なお、使用単位は日及び時間とし、使用回数に制限は設けない。

成果だと評価される基準は何か？内容によっては労働時間に認めない場合もあるのか？労働時間が自己申告なので、更なる労働時間管理の徹底が必要になるのでは？

成果に対する明確な基準は無く、管理者の判断になる。また労働時間と認めない場合は無い。テレワーク使用者には、支社独自で申請書も作成し労働時間管理の徹底を行っていく。